



概要

- EU離脱後の英国との、日EU・EPAに代わる新たな貿易・投資の枠組みを規定。
- 2020年10月23日、東京において茂木大臣とト拉斯英國国際貿易大臣との間で署名、2021年1月1日に発効。
- 日EU・EPAにおける英國市場へのアクセスを維持。鉄道車両・自動車部品等一部品目で英國市場へのアクセスを改善。日本市場へのアクセスについて、基本的に日EU・EPAの内容を維持。
- 電子商取引、金融サービス等の一部分野では、より先進的かつハイレベルなルールを規定。

経緯

- 2019年2月：日EU・EPA発効 ⇒ 2020年1月：英國のEU離脱 ⇒ 6月9日：交渉開始
⇒ 9月11日：大筋合意 ⇒ 10月23日：署名 ⇒ 12月4日：国会承認 ⇒ 2021年1月1日：発効

意義

- 本協定の締結により、日EU・EPAの下で日本が得ていた利益を継続し、日系企業のビジネスの継続性を確保。高い水準の規律の下で、日英間の貿易・投資の更なる促進につながる。
- 新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大し、貿易・投資が停滞する中、自由貿易を推進するという力強いメッセージを国際社会に対して発信。
- 本協定は、良好な日英関係を更に強化していくための重要な基盤。英國によるCPTPP加入関心を日本として引き続き歓迎。

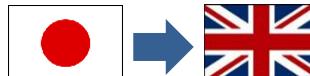
<日系企業にとっての英國のビジネス上の意義>

- ✓ 日系企業が約1,000社進出し、約18万人の雇用を創出。英國はEUへのゲートウェイ（欧州事業の統括・販売・研究開発拠点）。

主な内容～日EU・EPAの成果を踏まえつつ、先進的なルールも新設～

主な内容：物品貿易

日本産品の英国市場へのアクセス



全体として日EU・EPAの関税率・撤廃期間に追いつく形で適用(いわゆる「キャッチアップ」)。(例)乗用車: 日EU・EPAと同様に2026年に撤廃。

- 工業製品

- ✓ 100%の関税撤廃。
- ✓ 日EU・EPAで獲得した即時撤廃を維持。
- ✓ 追加的に鉄道車両・自動車部品等の即時撤廃を確保。
- 農林水産品等
- ✓ 主要な輸出関心品目について関税撤廃を獲得した日EU・EPAの内容を維持。
- ✓ 輸入規制の撤廃(日本ワイン)や農産品・酒類GI(地理的表示)の保護を維持、全ての酒類の関税の即時撤廃を継続。

主な内容：ルール分野

- 原産地規則

- ✓ EU原産材料・生産を本協定上の原産材料・生産とみなすことを規定。
- ✓ 工作機械、繊維、自動車部品等の一部については品目別規則を日EU・EPAよりも緩和。

- 電子商取引・金融サービス

- ✓ 情報の越境移転の制限の禁止、コンピュータ関連設備の設置要求の禁止、暗号情報の開示要求禁止等を規定。ソースコード開示要求の禁止の対象にアルゴリズムを追加。

- ✓ 金融サービスにおけるコンピュータ関連設備の設置要求の禁止を規定。

- 競争政策

- ✓ 日EU・EPAの内容を維持しつつ、消費者保護に係る規定を追加。

- ジェンダー(貿易と女性)

- ✓ 女性による国内経済及び世界経済への衡平な参加の機会の増大の重要性を認めること等を規定。

英國産品の日本市場へのアクセス



全体として日EU・EPAの関税率・撤廃期間に追いつく形で適用(いわゆる「キャッチアップ」)。

- 農林水産品

- ✓ 日EU・EPAの範囲内。
 - ・新たな関税割当ては設定せず^(※)。
 - ・日EU・EPAでセーフガードが設定されている品目について、日EU・EPAの下でと同じ内容のセーフガードを措置。

(※) 日EU・EPAの関税割当てに利用残が生じた場合に限り、それを活用できる仕組みを設定。

- 工業製品

- ✓ 100%の関税撤廃(日EU・EPAで即時撤廃したもの)を同様に即時撤廃)。